宮城県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

第１　事業の目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対しひとり親家庭高等職業訓練促進資金を貸付けし、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

第２　実施主体

　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）及び住宅支援資金の貸付けは、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

第３　貸付の対象者

１　訓練促進資金貸付けの対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第２号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第２号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者で県内（仙台市を除く。）に住民登録をしている者とする。

２　住宅支援資金貸付けの対象となる者は、原則として、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年９月30日雇児発0930第４号厚生労働省雇用均等・児童糧局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者で県内（仙台市を除く。）に住民登録をしている者とする。

第４　貸付の種類及び貸付額

１　訓練促進資金

（１）訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

（２）貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

２　住宅支援資金

（１）住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12か月の範囲内で貸し付けるものとする。

（２）貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（上限40,000円）とする。

第５　貸付方法及び利子

１　訓練促進資金及び住宅支援資金は、県社協の会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

２　訓練促進資金は、連帯保証人を立てる場合においては無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年1.0％とする。

３　住宅支援資金の利子は、無利子とする。

第６　連帯保証人

１　訓練促進資金の貸付けを受けようとする者は、努めて連帯保証人を立てるものとする。ただし、訓練促進資金の貸付を受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

２　連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、本要綱第１２の規定による延滞利子を包含するものとする。

第７　貸付契約の解除

１　会長は、貸付契約の相手方（以下「借受者」という。）が、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

２　会長は、借受者が訓練促進資金又は住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

第８　返還の債務の当然免除

１　訓練促進資金

　会長は、訓練促進資金の借受者が次のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

（１）養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から１年以内に就職し、宮城県内において、取得した資格が必要な業務に従事（１週間の所定労働時間が２０時間以上とする。）し、５年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。

（２）前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

２　住宅支援資金

　会長は、住宅支援資金の借受者が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支

援資金の返還の債務を免除するものとする。

（１）現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から１年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、１年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には参入しない。）を継続したとき。

（２）前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

第９　返還

１　訓練促進資金

　訓練促進資金の借受者が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から５年を超えない範囲で会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

（１）訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

（２）訓練促進資金の借受者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から１年以内に第８（１）に規定する業務に従事しなかったとき。

（３）訓練促進資金の借受者が、第８（１）に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

（４）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

２　住宅支援資金

　住宅支援資金の借受者が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から５年を超えない範囲で会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

（１）住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。

（２）貸付終了後１年が経過したとき。

（３）死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第１０　返還の債務の履行猶予

１　当然猶予

　会長は、訓練促進資金の借受者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

（１）訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。

（２）当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

２　裁量猶予

（１）会長は、訓練促進資金の借受者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

　　ア　宮城県内において第８の１に規定する業務に従事しているとき。

　　イ　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（２）会長は、住宅支援資金の借受者が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

第１１　返還の債務の裁量免除

１　訓練促進資金

会長は、訓練促進資金の借受者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

（１）死亡し、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

（２）長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

（３）宮城県内において第８の１に規定する業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

２　住宅支援資金

　会長は、住宅支援資金の借受者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた住宅支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

（１）死亡、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき

　　　返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部

（２）長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき

　　　返還の債務の額の全部

第１２　延滞利子

会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の借受者が正当な理由がなくて訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和２年３月31日以前の期間に対応する返還するべき額の計算については、従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第１３　会計経理

１　会長は、この事業に関する特別会計を設け、会計経理を明確にしなければならないものとする。ただし、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年７月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知）別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分するものとする。

２　貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。

３　第１項の特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、宮城県知事に報告するものとする。

４　この事業を廃止した場合は、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金の１０分の９に相当する金額を宮城県に返還するものとする。

第１４　借受人等の責務

１　訓練促進資金又は住宅支援資金の借受者は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

２　訓練促進資金又は住宅支援資金の借受者及び連帯保証人は、会長から貸付の要件等

に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

第１５　貸付計画等

会長は、毎年度、当該年度の前年度中（ただし、平成２８年度は平成２８年度中）に、当該年度の貸付見込額、返還見込額等を記載した貸付計画を策定し、宮城県知事の承認を受けるものとする。

第１６　その他

　この要綱に定めるもののほか、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けに関し必要な事項は、宮城県と県社協が適宜協議して定めるものとする。

　　　附　則

この要綱は、平成２８年１２月１９日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

　　　附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和４年３月２２日から施行し、令和３年４月１日から適用する。